

山梨県公報

第二千六百十号

平成二十三年

八月十八日

木曜日

目次

貸付金の元利償還金の徴収事務の委託	五七九
廃川敷地等	五七九
建築基準法に基づく道路位置指定	五七九
公 告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	五七九
甲府市都市計画の変更案の縦覧	五八〇

告 示

山梨県告示第三百二十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり貸付金の元利償還金の徴収事務を委託した。

平成二十三年八月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 委託の相手方

甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会

二 委託に係る貸付金の元利償還金

山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業に係る貸付金の元利償還金

三 委託の期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

山梨県告示第三百三十号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 河川の名 富士川水系 流川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十三年八月十八日
- 三 廃川敷地等の位置 甲府市大津町字諏訪田百十一番十地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 六十四・八四平方メートル

山梨県告示第三百三十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定の年月日 平成二十三年八月十八日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町唐柏字河原九百七十七番三十七
- 三 指定道路の幅員 最大五・〇二メートル 最小五・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 九十三・二四メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年八月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人山梨まちづくり研究会

- 2 代表者の氏名 花岡利幸
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市宝二丁目十八番一号二百一
- 4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県を中心とする日本内外の地域住民に対して、地域振興及びまちづくりに関心と参加の意思を有するさまざまな分野、立場の者が協同し、交通計画、地域・都市計画、観光計画等が能動的に学習できる場をつくと共に、広汎かつ多角的な視点にたつて、地域振興及びまちづくりに関する調査・研究、企画・立案、マネジメント、各方面に対する提言・支援等の事業を行うことにより、専門能力を備えた人材の育成と、豊かで魅力的な都市・地域空間の創造に貢献し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十三年八月九日から同年十月八日まで

● 甲府都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年八月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

甲府都市計画道路

- (三・三・三三号 太田町蓬沢線)
- (三・四・八号 古府中環状浅原橋線)
- (三・五・二号 幸町伊勢四丁目線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

- 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課
- 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 甲府市宝二丁目八番十九号 甲府市都市計画課

四 縦覧期間

平成二十三年八月十八日から九月一日まで